

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月1日（木）午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 42（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 23 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
		8 番	酒井 栄治
9 番	末光 亨		
11 番	高木 伯志	12 番	武内 英二
		14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘	6 番	岡山 正喜
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
		16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
		20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子		
23 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員（3名）

農業委員 10 番 清家 儀三郎 13 番 谷本 宏明

最適化推進委員	15番	竹葉 直正	19番	松本 武雄
	22番	山田 悌示		

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

20番	山本 一也	21番	若藤 寿治
-----	-------	-----	-------

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第4号	諸証明について
報告第5号	農地転用確認交付申請書について
報告第6号	農地原形変更完了届出書について
報告第7号	農地法第4条・5条許可について (令和7年3月17日～令和7年4月15日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長	二宮 貴紀
-------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員22名、農地利用最適化推進委員20名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和7年5月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、谷本委員、竹葉委員、松本委員、山田委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に山本委員、若藤委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は14件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書6ページから7ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のと

おりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

1 番について説明をいたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親戚関係であります。◇◇◇◇さんは熱心に耕作をしておられ、経営を拡大したいということで、◇◇◇◇さんの農地を所有権移転して、耕作することになります。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、問題ありません。

《白井委員》

2 番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが借り受けて耕作をする、という申請でございます。◇◇◇◇さんは、内閣府の委託試験を受けまして、委託されまして、大豆の収量調査、土壌調査を実施するものです。

この件につきましては、4月25日に会長はじめ、農業委員会の職員の方と現地確認を行ってます。◇◇◇◇さんは、初めてですが熱心に取り組みたいということで、問題はないと思います。以上です。

《石城戸委員》

3 番について説明します。大阪在住の◇◇◇◇さんより◇◇◇◇さんへ譲渡したいという話があり、合意に至りました。何ら問題ないと思います。

《井上惣一委員》

4 番について説明いたします。◇◇◇◇さん、ご主人さんが亡くなり、この方も高齢ですので経営ができないということで、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。真面目にやられてる方ですので、問題はないと思います。以上です。

《加賀山委員》

5 番について説明いたします。この案件は、所有権の移転です。◇◇◇◇さんは、高齢により経営を縮小したいということで耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんが経営拡大したいということで、耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業されており、何ら問題はありません。

6 番について説明いたします。この案件も、所有権の移転です。松山在住で作業不便ということで、経営規模を縮小したいということで、耕作者を探していましたが、◇◇◇◇さんが経営規模を拡大したいということで、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に耕作されており、何ら問題ありません。

《河野秀雄委員》

失礼します。7番から10番まで説明をいたします。まず7番。◇◇◇◇さん、相手が◇◇◇◇。一応◇◇◇◇が経営するんですけど。補助事業の申請のため、今回、申請をされたということです。問題はないと思われます。

8番は、◇◇◇◇さんから、◇◇◇◇さん。◇◇◇◇さんは結構高齢なので、もう山もする気はないということで、白浦の◇◇◇◇さんに経営を、所有権を移転するということで合意をされております。

続きまして9番。◇◇◇◇君、◇◇◇◇さん、もう高齢のため経営ができないということで、◇◇◇◇君が経営を受け継ぐ、ということで合意をされております。何ら問題ないと思います。

10番についてご説明します。◇◇◇◇さん、この方も兼業であるために耕作ができないということで、白浦の◇◇◇◇君に経営を移譲するということで、合意されております。何ら問題ないと思います。

《堀田委員》

11番について説明をいたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親子でございます。◇◇◇◇さんは従来より農地を耕作しておりまして、今回、お父さんの◇◇◇◇さんが高齢化ということで、娘の◇◇◇◇さんに農地の所有権を移転するということになりました。◇◇◇◇さんの園地からも近く、それから、家からも近い作業の利便性もありまして、従来どおりしておりますので、何ら問題ないというふうに思います。

《兵頭委員》

はい、12番について説明させていただきます。◇◇◇◇さんは農業されていましたが、高齢となっていました。近くに住む◇◇◇◇君は、勤めに出ながら熱心に農業をされている方です。経営を拡大したいということで話がまとまり、所有権移転で、という双方の話がまとまりました。園地も近く作業の利便性もあり、何ら問題はありません。

《岡山委員》

失礼いたします。13番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、高齢で園地までの移動等が困難なため誰か作ってもらう人を探していたのですが、ご近所の◇◇◇◇さんが、やってみようかということで、お受けになりました。◇◇◇◇さんも、高齢ではあるんですが息子さんも熱心に手伝うということで、話がまとまりました。所有権移転をするということになったので、何も問題はないと思います。

《和田委員》

14番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親戚関係です。◇◇◇◇さんは新規就農で、宇和町でブドウ栽培をしておられます。今回、祖母の農地を借り受け、野菜栽培を耕作するそうです。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員
さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたし
ます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題とい
たします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、駐車場
が1件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお
願いします。9ページに位置図を添付しております。

なお、先月まで現場の写真の方も印刷してお配りをしておりましたけれども、印刷費
等々のこともありましてですね、またプロジェクターの方もこちらの方、スクリーンが
準備できるとのことなので、今月からまた前の方に写して、ということで確認をい
ただきたいと思っております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基
準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します、1番について説明をいたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さん
が譲り受け、駐車場にするという申請です。譲渡人の◇◇◇◇さんは、健康を害され
耕作できないということで、要望に応じ譲渡することになりました。

この案件につきましては4月25日に会長はじめ、関係者にて現地調査を行っております。周辺に被害はなく問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、11ページ農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が4,825.00㎡、樹園地が47,259.95㎡、合計52,084.95㎡となっております。所有権の移転はありませんでした。

今月の利用権設定の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《加賀山委員》

1番について説明いたします。賃貸借権の設定です。◇◇◇◇さんは、高齢のため

農作業ができないということで耕作者を探しておりましたが、◇◇◇◇さんが規模拡大をしたいということで、耕作することになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題はありません。

《早稲田委員》

2番について報告します。これは継続利用の希望案件です。◇◇◇◇さんは、熱心に果樹の耕作をしております。後継者もおられますし、何ら問題はありません。

《井上惣一委員》

3番について報告いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さん、真面目に農業しておりますので、問題ありません。

《河野秀雄委員》

失礼します。4番について説明をいたします。法花津の◇◇◇◇さんはもう101歳と高齢なので、近所の◇◇◇◇さんが一括で園地を管理する、ということになりました。何ら問題ないと思われま

《小清水委員》

5番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親子関係にあります。基盤法でもこの使用貸借権を設定しておりましたので、今回も引き続きということになるわけですが、期間は20年ということにしております。◇◇◇◇君も一生懸命みかん作りをしております、何ら問題はないと思います。以上です。

《上谷委員》

6番、7番、8番について説明します。権利の設定を受ける◇◇◇◇さんは、奥さんの◇◇◇◇さん、で、義理のお父さんになります◇◇◇◇さんとの使用貸借権の設定になります。◇◇◇◇さんはとても熱心に農作業をされておりますので、何ら問題ないと思います。

《高木委員》

9番について代わりにご説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親戚関係で、◇◇◇◇さんは、もう76かな、になりますが、私もお付き合いありますけど、年齢を感じさせない大変元気な方で、今も一生懸命農業に取り組んでおられますので、何ら問題ないと思われま

《上甲委員》

10番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を借りまして、◇◇◇◇さんがみかんの栽培をすることになりました。◇◇◇◇さんは、4月から本格的にみかん栽培を始めた新規就農者でございます。熱心にやっておりますので、問題ないと思

ます。

11番、12番、13番ですが、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんはお勤めの傍ら、熱心に農業しておりますので、問題ないと思います。

《氏原委員》

14番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作することになるので、話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をしておられますので、問題はありません。

《会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第3号は原案の通り承認することと決定いたします。

以上で令和7年5月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
